

○総務省令第十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三日

総務大臣 金子 恭之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章 略〕</p> <p>第二章 無線局</p> <p>〔第一節～第六節 略〕</p> <p>第七節 業務書類等（第三十八条―第四十三条の六）</p> <p>〔第三章・第四章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（監視制御機能及び保守運用体制に係る確認等）</p> <p>第四十三条の六 運用規則第三百三十七条の二に規定する基地局の免許人は、同条に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。</p> <p>2 前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の八の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>3 所轄総合通信局長は、前項の申請があつた場合において、監視制御機能及び保守運用体制に係る対策が講じられていると確認したときは、申請者に対して確認書を交付する。</p> <p>4 前項の確認書の交付を受けた者は、その確認に係る監視制御機能又は保守運用体制に係る対策を変更した場合には、前項の確認書を所轄総合通信局長に返納し、又は返納の上改めて第二項の申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>5 所轄総合通信局長は、第三項の確認書の交付を受けた者からその確認に係る監視制御機能及び保守運用体制が確認されたとおりに維持されていること並びに当該保守運用の結果について報告を求めることができる。</p> <p>6 所轄総合通信局長は、第三項の確認書の交付を受けた者がその確認に係る監視制御機能又は保守運用体制に係る対策を講じなくなつたと認めるときは、当該確認を取り消すことができる。</p> <p>7 前項の規定により第一項の確認が取り消された者は、速やかに第三項の確認書を所轄総合通信局長に返納しなければならない。</p> <p>別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の5 関係）</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注 1～5 略〕</p> <p>6 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章 同上〕</p> <p>第二章 〔同上〕</p> <p>〔第一節～第六節 同上〕</p> <p>第七節 業務書類等（第三十八条―第四十三条の五）</p> <p>〔第三章・第四章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p> <p>別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の5 関係）</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>〔注 1～5 同左〕</p> <p>〔新設〕</p>

に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔様式略〕

〔注1・2 略〕

3 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

〔4～7 略〕

別表第五号の八 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の6第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

監視制御機能・保守運用体制確認申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長殿 (注1)

申請者 (注2)

郵便番号

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

申請の内容に関する連絡先

所属、氏名 (フリガナ)

電話番号

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔様式同左〕

〔注1・2 同左〕

3 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。

〔4～7 同左〕

〔新設〕

長 電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の2に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。

## 記

- 1 対象の基地局 (注3)
- 2 対策を講じていることを証する書類等
  - (1) 無線設備の動作状況を監視し、周波数及び空中線電力について無線設備規則の許容偏差から外れるような故障の原因となる設備的な異常や環境の変化等を速やかに検知し、通報する機能を設けていることを証する書類 (注4、7)
  - (2) 無人施設の無線設備には、始動・停止等の遠隔操作機能を設けていることを証する書類 (注5、7)
  - (3) 無線設備に故障等の箇所を識別する機能を設けていることを証する書類 (注7)
  - (4) 無線設備が正常に動作するよう温湿度等を適切な範囲内に維持する機能を設けるとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けていることを証する書類 (注7)
  - (5) 24時間365日にわたる保守運用体制に係る対策を講じていることを証する書類 (注6、7)
  - (6) 作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にしていることを証する書類 (注7)
  - (7) 設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合、必要に応じ、自動若しくは遠隔操作による予備設備への切替え、遠隔操作による停止・始動又は現地での修理を行うこと及びそれらの記録をとることを証する書類 (注7)
  - (8) 定期的に保守点検を実施することを証する書類 (注7)

## 短 辺

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 代理人による申請の場合は、申請を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。
- 3 運用規則第137条の2に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和〇年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。
- 4 通報を受ける場所を明示すること。
- 5 遠隔操作を行う場所を明示すること。
- 6 保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にしていることを証する書類を添付すること。
- 7 既に総合通信局長の確認を受けている場合であつて、当該確認に係る書類の内容に変更

がないときは、その旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局運用規則の一部改正)

第二条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

目次

目次

〔第一章〕第三章 略

第四章 固定業務、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局、簡易無線局並びに非常局の運用

〔第一節 略〕

第二節 非常の場合の無線通信（第二百二十九条―第三百三十七条）

第三節 携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及びローカル5Gの基地局の監視制御等（第三百三十七条の二）

〔第五章〕第十章 略

附則

第三節 携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及びローカル5Gの基地局の監視制御等

（監視制御機能及び保守運用体制）

第三百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するものに限る。）の基地局又は同条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制についてそれぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。

一 監視制御機能

〔1〕 無線設備の動作状況を監視し、周波数及び空中線電力について設備規則の許容偏差から外れるような故障の原因となる設備的な異常や環境の変化等を速やかに検知し、通報する機能を設けること。

〔2〕 無人施設の無線設備には、始動・停止等の遠隔操作機能を設けること。

〔3〕 無線設備には、故障等の箇所を識別する機能を設けること。

〔4〕 無線設備が正常に動作するよう温湿度等を適切な範囲内に維持する機能を設けるとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けること及びそれらの記録をとること。

二 保守運用体制

〔1〕 二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制を整備すること。なお、保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にすること。

〔2〕 作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にすること。

〔3〕 設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に応じ、自動若しくは遠隔操作による予備設備への切替え、遠隔操作による停止・始動又は現地での修理を行うこと及びそれらの記録をとること。

〔4〕 定期的に保守点検を実施すること。

〔第一章〕第三章 同上

第四章 〔同上〕

〔第一節 同上〕

第二節 非常の場合の無線通信（第二百二十九条―第三百三十七条）

〔第五章〕第十章 同上

附則

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。



(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>〔第一節〕第四節 略</p> <p>第五節 混信防止機能(第九条の四)</p> <p>第六節 周波数等を維持する機能(第九条の五・第九条の六)</p> <p>〔第二章〕第五章 略</p> <p>附則</p> <p>第六節 周波数等を維持する機能</p> <p>(外部参照信号同期機能)</p> <p>第九条の五 外部参照信号同期機能とは、外部参照信号(衛星測位信号その他の時刻、周波数等の同期又は補正に用いられる信号であつて、無線設備の外部から入力するものをいう。以下同じ。)に同期することにより送信設備から送信される周波数の偏差を許容値内に安定的に維持するための機能をいう。</p> <p>(自動出力補正機能)</p> <p>第九条の六 自動出力補正機能とは、空中線電力の変動を送信機内で検知し、増幅器等の制御により空中線端子の規定点における空中線電力の偏差を許容値内に維持する補正を行う機能をいう。</p> <p>(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)</p> <p>第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔表略〕</p> <p>一 一般的条件</p> <p>〔イ〕ト 略</p> <p>〔キ〕 基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいづれにも適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (±)〇・〇一六 ppm(百万分率とする。以下同じ。)以下の精度の外部参照信号に同期するものであること。</p> <p>(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。</p> <p>〔二〕 略</p> <p>〔2〕6 略</p> <p>第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、</p>	<p>目次</p> <p>第一章 〔同上〕</p> <p>〔第一節〕第四節 〔同上〕</p> <p>第五節 混信防止機能(第九条の四)</p> <p>〔第二章〕第五章 〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p> <p>(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)</p> <p>第四十九条の六の九 〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ト 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕 同上</p> <p>〔2〕6 同上</p> <p>第四十九条の六の十 〔同上〕</p>

〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〕ト 略

㊦ 基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

(1) (±) 〇・〇一六ppm以下の精度の外部参照信号に同期するものであること。

(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。

〔二〕 略

〔2〕6 略

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〕ト 略

㊦ 基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

(1) (±) 〇・〇一六ppm以下の精度の外部参照信号に同期するものであること。

(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。

〔二・三〕 略

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5G（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〕ト 略

㊦ 基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 〔同上〕

〔イ〕ト 同上

〔新設〕

〔二〕 同上

〔2〕6 同上

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十二 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ト 同上

〔新設〕

〔二・三〕 同上

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5G（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 〔同上〕

〔イ〕ト 同上

〔新設〕

(1) (±) 〇・〇一六 ppm 以下の精度の外部参照信号に同期すること。

(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。

〔二・三 略〕

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

〔表略〕

一 一般的条件

〔イ〕ト 略〕

キ 基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

(1) (±) 〇・〇一六 ppm 以下の精度の外部参照信号に同期すること。

(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。

〔二・三 略〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五 MHz を超え二、六五五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〕ヘ 略〕

ト 基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

(1) (±) 〇・〇一六 ppm 以下の精度の外部参照信号に同期すること。

(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。

〔二 略〕

〔2〕8 略〕

〔二・三 同上〕

第四十九条の六の十三 〔同上〕

〔表同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ト 同上〕

〔新設〕

〔二・三 同上〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ヘ 同上〕

〔新設〕

〔二 同上〕

〔2〕8 同上〕

<p>(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)</p> <p>第四十九条の二十九の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は陸上移動局の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>一 一般的条件</p> <p>「イ」へ 略</p> <p>ト 基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (主) <math>0.016 \text{ ppm}</math>以下の精度の外部参照信号に同期するものであること。</p> <p>(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。</p> <p>「二」略</p> <p>「2・3」略</p>	<p>(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)</p> <p>第四十九条の二十九の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ」へ 同上</p> <p>「新設」</p> <p>「二」同上</p> <p>「2・3」同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(技術基準適合証明の審査等)</p> <p>第六条 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能有する無線設備である場合には、 その旨</p> <p>七 〔略〕</p> <p>八 〔略〕</p> <p>九 〔略〕</p> <p>〔5・6 略〕</p> <p>7 法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第八号までに掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。</p> <p>〔8・9 略〕</p> <p>(工事設計認証の審査等)</p> <p>第十七条 登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、第九号から第十一号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備(法第三十八条の二の二第一項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。)の提出がされなかつた場合に限る。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能有する無線設備である場合には、 その旨</p> <p>七 〔略〕</p> <p>〔5・6 略〕</p> <p>7 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第十号までに掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受け</p>	<p>(技術基準適合証明の審査等)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>〔5・6 同上〕</p> <p>7 法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第七号までに掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。</p> <p>〔8・9 同上〕</p> <p>(工事設計認証の審査等)</p> <p>第十七条 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、第八号から第十号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備(法第三十八条の二の二第一項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。)の提出がされなかつた場合に限る。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>〔5・6 同上〕</p> <p>7 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第九号までに掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受け</p>

た者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

〔8〕10 略〕

(技術基準適合証明の審査等)

第二十五条 承認証明機関は、その承認に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

〔2〕3 略〕

4 承認証明機関は、法第三十八条の第三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

〔1〕5 略〕

六 設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には

その旨

七 略〕

八 略〕

〔5〕9 略〕

(工事設計認証の審査等)

第三十三条 承認証明機関は、その承認に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。

〔2〕3 略〕

4 承認証明機関は、法第三十八条の第三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

〔1〕5 略〕

六 設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には

その旨

七 略〕

八 略〕

〔5〕9 略〕

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

〔様式略〕

〔注1〕8 略〕

9 4の欄は、無線設備のうち、2の欄から3の欄までに記載しない装置等を記載すること。

(記載例)

種類及び型式又は名称

方式・規格等

た者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

〔8〕10 同上〕

(技術基準適合証明の審査等)

第二十五条 〔同上〕

〔2〕3 同上〕

4 〔同上〕

〔1〕5 同上〕

〔新設〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

〔5〕9 同上〕

(工事設計認証の審査等)

第三十三条 〔同上〕

〔2〕3 同上〕

4 〔同上〕

〔1〕5 同上〕

〔新設〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

〔5〕9 同上〕

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1〕8 同左〕

9 4の欄は、無線設備のうち、2の欄から3の欄までに記載しない装置等を記載すること。

(記載例)

種類及び型式又は名称

方式・規格等



[略]	[略]
混信防止機能	設備規則第9条の4に規定する機能
周波数等を維持する機能	設備規則第1章第6節に規定する機能
[10] 略]	

11 6の欄は、次によること。

〔1〕～〔3〕 略]

〔4〕 設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を有する無線設備については、当該機能を実現するための構造及び同条に規定する外部参照信号の周波数精度を記した図面を添付し、設備規則第9条の6に規定する自動出力補正機能を有する無線設備については、当該機能を実現するための構造及び当該機能が保証する空中線電力の偏差の範囲を記した図面を添付すること。

〔5〕～〔8〕 [略]

〔12] 略]

様式第5号（第6条、第17条、第25条及び第33条関係）  
技術基準適合証明等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
登録番号

第38条の6第2項

電波法 第38条の24第3項において準用する同法第38条の6第2項の規定により、下記のとお  
第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項  
第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第2項  
り報告します。

記

1 特定無線設備の技術基準適合証明

技術基準適合証明	技術基準適合証明	技術基準適合証明	技術基準適合証明	電波の型式、周波数、周波数等を維持する機能及び空中線電力	設備規則第14条の2第1項の規定が適用された	技術基準適合証明	技術基準適合証明	公示を希望する日
技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた

[同左]	[同左]
混信防止機能	設備規則第9条の4に規定する機能
[10] 同左]	

11 [同左]

〔1〕～〔3〕 同左]

[新設]

〔4〕～〔12〕 [同左]  
〔12] 同左]

様式第5号（第6条、第17条、第25条及び第33条関係）  
技術基準適合証明等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
登録番号

第38条の6第2項

電波法 第38条の24第3項において準用する同法第38条の6第2項の規定により、下記のとお  
第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項  
第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第2項  
り報告します。

記

1 特定無線設備の技術基準適合証明

技術基準適合証明	技術基準適合証明	技術基準適合証明	技術基準適合証明	電波の型式、周波数及び空中線電力	設備規則第14条の2第1項の規定が適用された	技術基準適合証明	技術基準適合証明	公示を希望する日
技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた	技術基準適合証明を受けた

者の氏名又は名称	にあつては、その代表者の氏名	特定無線設備の種類	設備の型式又は名称	中線電力	ある場合には、その旨	無線設備である場合には、その旨	月日

2 特定無線設備の工事設計認証

工事設計認証を受けられた者の氏名又は名称	工事設計認証を受けた者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名	工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種類	工事設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨	設備規則第14条第1項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨	工事設計認証年月日	第17条第4項第9号から第11号までの範囲に規定する事項の記載又は添付(注1)	公示を希望する日

注1 第17条第4項ただし書に該当する場合は、レ印を入れ、同項第9号から第11号までに掲げる事項を記載又は添付すること。  
[2～5 略]

者の氏名又は名称	にあつては、その代表者の氏名	特定無線設備の種類	設備の型式又は名称			無線設備である場合には、その旨	月日

2 特定無線設備の工事設計認証

工事設計認証を受けられた者の氏名又は名称	工事設計認証を受けた者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名	工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種類	工事設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨	設備規則第14条第1項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨	工事設計認証年月日	第17条第4項第8号から第10号までの範囲に規定する事項の記載又は添付(注1)	公示を希望する日

注1 第17条第4項ただし書に該当する場合は、レ印を入れ、同項第8号から第10号までに掲げる事項を記載又は添付すること。  
[2～5 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年五月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)

2 電波法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関による同法第三十八条の六第二項(同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。)の報告及び同法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関による同条第四項又は第六項において準用する同法第三十八条の六第二項の報告は、この省令の施行の日前においても、第四条の規定による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第五号に規定する様式によることができる。

(経過措置)

3 この省令の施行の際現に受けている第三条の規定による改正前の無線設備規則(次項において「旧設備規則」という。)第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」という。)は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例によることである。

5 前項の規定によりなお従前の例による審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。